

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税及び地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。
- 猶予期間終了後は納付が必要となります。

対象となる方

- 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等（事業収入・給与含む）に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- ※ 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮します。

対象となる税

- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する、
 - ・ 国税：所得税、法人税、消費税、贈与税、相続税等
 - ・ 県税：自動車税、県民税、不動産取得税、法人事業税等
 - ・ 町税：個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、国保税等（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
 - ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- 令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。（町税の猶予申請は国税や社会保険料の納税猶予を事前に受けている方は、申請書の一部の記入箇所や添付書類を省略することができます。（国税・社会保険料の猶予申請書及び許可通知書写しを添付により））
- 問い合わせ窓口
 - ・ 国税：田島税務署 TEL 0241-62-1230
 - ・ 県税：南会津地方振興局県税部 TEL 0241-62-5212
 - ・ 町税：只見町役場町民生活課税務係 TEL 0241-82-5110
- 申請書類提出先
 - ・ 町税分は町民生活課、朝日・明和振興センターその他は各機関に提出願います。（eLTAXを利用した電子申請も利用可能です。）※申請書類は各機関の窓口、町税分は只見町役場駅前庁舎及び朝日・明和振興センター窓口、又は各機関のホームページに掲載しております。

只見町役場 町民生活課